## 自己資本の構成に関する開示事項 【埼玉りそな銀行・単体】

(単位:億円、%)

項目   2025年9月末   2025年6月3   20
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 1,700 1 うち、資本金及び資本剰余金の額 1,700 1 うち、対本剰余金の額 2,532 2 うち、自己株式の額(△)
うち、資本金及び資本剰余金の額
2.532   22   25.5   科社制余金の額   2.532   2   2   25.5   自己株式の額(△)
うち、自己株式の額(△)   140   140   140   150   1410   150   1410   150   1410   150   1410   150   1410   150
うち、自己株式の額(△)   140   140   140   150   1410   150   1410   150   1410   150   1410   150   1410   150
35、社和流出予定額(△)   55、上記以外に該当するものの額
一方ち、上記以外に該当するものの額
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額 - コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 1 5-5、一般質例引当金コア資本算入額 1 5-5、一般質例引当金コア資本算入額 1 5-5、一般質例引当金コア資本算入額 - 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 公の機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 4,093 4 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 4,093 4 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 4,093 4 コア資本に係る調整項目 8 5-5、のれんに係るの額 5-5、のれんに係るのの額 5-5、のれんがに係るものの額 5-5、のれんがに係るものを除く。)の額 6-6 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 1 55、一般貸倒引当金コア資本算入額 1 55、一般貸倒引当金コア資本算入額 1 55、適格引当金コア資本算入額 - 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 1 55、のれるの語 18 55、のれんに係るものの額 55、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 18 55、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 18 総延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 6 1 106 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 1 106 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 1 1 前払年金費用の額 85 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 85 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 55、のれんを成子でが、サービシング・ライツに係るものの額 1 1 前払年金費用の額 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額
うち、適格引当金コア資本算入額
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本 に係る基礎項目の額に含まれる額 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 4,093 4 コア資本に係る基礎項目の額 (イ) 4,093 4 コア資本に係る関整項目 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 18 「うち、のれんに係るものの額 - うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 18 繰延税金資産(ー時差異に係るものを除く。)の額 - 適格引当金不足額 106 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 1 1 前払年金費用の額 85 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 5 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 参加資金融機関等の対象音通株式等の額 - 参加資金融機関等の対象音通株式等の額 - 参加・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・
に係る基礎項目の額に含まれる額
□ア資本に係る調整項目  無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額  □ うち、のれんに係るものの額 □ うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額  [18]  緑延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 □ 合稿引当金不足額 [106]  証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 [1]  責債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 [1]  前払年金費用の額 [1]  [1]  [2]  [3]  [3]  [4]  [5]  [5]  [5]  [6]  [7]  [7]  [7]  [7]  [8]  [8]  [8]  [8
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額
うち、のれんに係るものの額
5ち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 106  証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 - 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 1 前払年金費用の額 85 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 -
適格引当金不足額       106         証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額       −         負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額       1         前払年金費用の額       85         自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。) の額       −         意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額       −         少数出資金融機関等の対象普通株式等の額       −         特定項目に係る十パーセント基準超過額       −         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       −         うち、緑延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       −         特定項目に係る十五パーセント基準超過額       −         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       −
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 - 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 - 前払年金費用の額 - 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - 特定項目に係る十パーセント基準超過額 - 方ち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - 方ち、程元が・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 方ち、経延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - 方ち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - 持定項目に係る十五パーセント基準超過額 - 方ち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 - 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 - 前払年金費用の額 - 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - 特定項目に係る十パーセント基準超過額 - 方ち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - 方ち、程元が・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - 方ち、経延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - 方ち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - 持定項目に係る十五パーセント基準超過額 - 方ち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 1 前払年金費用の額 85 自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - 学表の他のでは、一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「一、「
前払年金費用の額       85         自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額       -         意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額       -         少数出資金融機関等の対象普通株式等の額       -         特定項目に係る十パーセント基準超過額       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -         うち、経延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       -         特定項目に係る十五パーセント基準超過額       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -
自己保有普通株式等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額 - 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 - 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 - 特定項目に係る十パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものの額 - うち、経延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額  少数出資金融機関等の対象普通株式等の額  特定項目に係る十パーセント基準超過額  うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額  うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額  うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額  特定項目に係る十五パーセント基準超過額  うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額  -
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額       −         特定項目に係る十パーセント基準超過額       −         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       −         うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額       −         うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       −         特定項目に係る十五パーセント基準超過額       −         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       −
特定項目に係る十パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 - うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 - うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 -
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額       -         うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額       -         特定項目に係る十五パーセント基準超過額       -         うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額       -
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額   -   特定項目に係る十五パーセント基準超過額   -     うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額   -
特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 -
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 -
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額
フン・- ・ と ・ ことと ) フェント かかか 国人 大 注 下 内足 ) O O O V R
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 -
コア資本に係る調整項目の額 (ロ) 212
自己資本
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ) 3,881 3
リスク・アセット等
信用リスク・アセットの額の合計額 21,731 21
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 -
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー
うち、上記以外に該当するものの額 -
オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額 1,511 1
フロア調整額 956 956 956 956 956 956 956 956 956 956
リスク・アセット等の額の合計額 (二) 24,659 24
自己資本比率